

令和3年8月16日

大阪府知事 吉村 洋文 様

大阪府地方独立行政法人
大阪府立病院機構評価委員会
委員長 山崎 芳郎

意 見 書

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第28条第4項の規定に基づき、地方独立行政法人大阪府立病院機構の第3期中期目標期間の業務実績に関する大阪府知事の評価に対する本評価委員会の意見は下記のとおりである。

記

地方独立行政法人大阪府立病院機構の第3期中期目標期間の業務実績に係る大阪府知事の評価について、意見はありません。

なお、評価委員会にて、次年度以降の評価等について、別紙のとおり議論があったので、今後の参考とされたい。

別紙

中期目標期間途中において、策定時には想像しえなかった有事が発生した場合の対応方法（目標の見直しや評価の方法の変更等）について、予め考えておく必要があるのではないか。